災害対策基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」を「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）　第五節　登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一）」に、「・第八十六条の七」を「―第八十六条の七の二」に、「第九十条の四」を「第九十条の六」に、「第百十三条―第百十七条」を「第百十二条の二―第百十九条」に改める。

第二条第一号中「津波」の下に「、地盤の液状化」を加え、同条第九号中「第二十八条の三第六項第三号」を「第二十八条の三第六項第四号」に改める。

第二条の二第六号中「災害が」を「災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が」に改める。

第五条の三に次の一項を加える。

２　国は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条第二項第三号中「建物」を「宅地の耐震化、建物」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　被災者の生活の再建に関する事項

第八条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　被災者の援護に従事する者が災害が発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備に関する事項

第八条第二項に次の一号を加える。

二十二　防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

第十二条第五項第二号中「内閣危機管理監」の下に「、内閣府の防災監」を加える。

第二十三条第七項中「指定地方公共機関」の下に「、第三十三条の二第一項の規定により内閣総理大臣の登録を受けた同項に規定する被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）」を加える。

第二十三条の七第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十五条第六項第二号中「内閣危機管理監」の下に「、内閣府の防災監」を加える。

第二十八条第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十八条の三第六項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　内閣府の防災監

第二十八条の六第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十九条第一項中「委員（」の下に「第三十三条の三を除き、」を加える。

第二章に次の一節を加える。

第五節　登録被災者援護協力団体

（被災者援護協力団体の登録）

第三十三条の二　国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体（以下この条において「被災者援護協力団体」という。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

一　避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の運営

二　炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四　被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物の除去

五　被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供若しくは助言

六　ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整

七　前各号に掲げるもののほか、被災者の援護を図るために必要な協力の業務

２　前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする被災者援護協力団体は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

３　次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一　第三十三条の九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ホ　心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

４　内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一　その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。

二　被災者援護協力業務を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。

イ　被災者援護協力業務を適切に行うための管理者が置かれていること。

ロ　被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。

三　その行おうとする被災者援護協力業務の実績が相当程度あること。